

注 平成24年 3 月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成24年 3 月 30 日 23 世障施第2321号

平成24年 5 月 31 日 24 世障施第393号

平成25年 3 月 28 日 24 世障施第2397号

平成25年 4 月 30 日 25 世障施第205号

平成26年 4 月 1 日 26 世障施第215号

平成30年12月28日30世障施第1716号

平成31年 3 月 19 日 30 世障施第2079号

令和 3 年 4 月 1 日 3 世障施第375号

令和 3 年 1 2 月 1 日 3 世障施第1419号

令和 8 年 2 月 1 日 7 世障施第1335号

令和 8 年 4 月 1 日 8 世障施第392号

世田谷区障害者グループホーム利用者支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を利用する障害者の地域社会における生活の自立を促進するために実施する支援事業（以下「支援事業」という。）について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 法第36条の規定により東京都知事による指定を受け、共同生活援助を実施する法第29条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業所（以下「グループホーム」という。）を次の各号に掲げるものに分類する。

- (1) 滞在型グループホーム 東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（20福保障居第 3985号。以下「都要領」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する滞在型グループホームとして指定を受けたものをいう（以下「滞在型」という。）。
- (2) 通過型グループホーム 都要領第 2 条第 1 項第 2 号に規定する通過型グループホームとして指定を受けたものをいう（以下「通過型」という。）。

2 この要綱において「夜間支援体制」とは、都要領第6条の規定により認定を受けているとみなされ、次条に規定する支援事業を受けることができる障害者に対して、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供するグループホームの体制をいう。

3 この要綱において「精神科医療連携体制」とは、都要領第5条の2の規定により精神科医療連携体制に対する助成に係る届出を東京都福祉保健局長に受理され、次条に規定する支援事業を受けることができる者に対して、精神科医療と十分に連携し支援を行うことができるグループホームの体制をいう。

(支援事業の対象となる者)

第3条 支援事業を受けることができる者（以下「支援事業対象者」という。）は、次の各号に掲げる障害者（居住地要件を満たすものに限る。）のうち、グループホームが提供する当該各号に定める障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を利用するものとする。

(1) 法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者 共同生活援助

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたもの 区長が特に必要と認めた障害福祉サービス

2 前項の居住地要件とは、特定施設（法第19条第3項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）への入所前に有した居住地（継続入所障害者（法第19条第3項に規定する継続入所障害者をいう。以下同じ。）にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）が世田谷区内であることとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでない特定施設入所障害者（法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者をいう。）にあつては、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）が世田谷区内であることとする。

3 前項の規定にかかわらず、法第19条第4項の規定の適用を受ける障害者等に係る第1項の居住地要件は、当該障害者等が満18歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者が有した居住地が世田谷区内であることとする。ただし、当該保護者であった者がいないか、居住地を有しないか、又は明らかでない者にあつては、満18歳となる日の前日におけるその者の所在地が世田谷区内であることとする。

(支援事業の内容)

第4条 支援事業の内容は、次に掲げる助成（以下「助成」という。）とする。

(1) グループホームに対する助成（グループホームの運営を支援するための助成をいう。以下同じ。）

- (2) 夜間支援体制に対する助成（グループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。以下同じ。）
- (3) 通過型グループホームに対する助成（通過型の運営を支援するための助成をいう。）
- (4) 精神科医療連携体制に対する助成（グループホームが精神科医療との連携を行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。）
- (5) 施設借上費の助成（グループホームの入居者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。以下同じ。）の居住する居室の家賃等に対する助成をいう。）

2 前項の規定により支給する助成金（以下「助成金」という。）の額は、前項各号に掲げる助成のうち該当するものについて、次条から第9条までの規定により算定した額の合計額とする。

3 支援事業による助成金の総額は、予算の定める額を限度とする。

（グループホームに対する助成）

第5条 グループホームに対する助成の支援事業対象者1人当たりの日額単価は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) グループホームに対する助成の算定は月単位とし、その額は別表に掲げる支援事業対象者1人当たりの日額単価に区長が定める支援を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、グループホームに対する助成の算定を行った結果、1円未満の場合は0円とする。
- (2) 基準日数として算定することができる日は、入居者に対して次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、グループホームが、これらの支援を行う旨をあらかじめ共同生活援助計画に記載していることを算定の要件とする。

ア 日常生活支援

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院期間における病院等との連絡調整等支援

オ 帰宅期間における家族等との連絡調整等支援

カ その他支援事業対象者に対する支援

なお、エにおける支援とは、病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うことや、退院後の円滑な生活移行のための病院又は診療所との連絡調整を行うことなどをいう。オにおける支援とは、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことや、帰省期間中に家族等との連携により、居宅

等における生活状況等を十分把握することなどをいう。

(夜間支援体制に対する助成)

第6条 夜間支援体制に対する助成の支援事業対象者1人当たりの日額単価は、991円とする。

- 2 夜間支援体制に対する助成の算定は、月単位とし、その額は前項に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額から国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額とする。ただし、夜間支援体制に対する助成の算定を行った結果、1円未満の場合は0円とする。

(通過型に対する助成)

第7条 通過型に対する助成の支援事業対象者1人当たりの日額単価は、800円とする。

- 2 通過型に対する助成の算定は、月単位とし、その額は、前項の日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。
- 3 入居者が退居した場合の助成は、当該退居した日から3月経過した日の属する月の月末までとし、助成額は、別表に掲げる日額単価の第5条（2）エ、オ、カ（区分1以下）の欄及び通過型加算の日額単価に算定日数を乗じて得た額とする。

(精神科医療連携体制に対する助成)

第8条 精神科医療連携体制に対する助成の支援事業対象者1人当たりの日額単価は、330円とする。

- 2 精神科医療連携体制に対する助成の算定は、月単位とし、その額は前項に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。ただし、精神科医療連携体制に対する助成の算定を行った結果、1円未満の場合は0円とする。
- 3 精神科医療連携体制に対する助成の対象となる者は、精神障害者として支給決定を受けている利用者であり、次に掲げる要件をいずれも満たしているものとする。
- (1) 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。
- (2) 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。
- (3) 第1号及び第2号に係る記録を5年間保存し、都又は区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(施設借上費に対する助成)

第9条 施設借上費の助成の対象となるのは、次に掲げる項目の費用とする。

- (1) 通過型の居室並びに交流室の家賃、更新料及び礼金 (入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで支弁する。)

(2) 通過型を退居後の居室の家賃、更新料及び礼金（入居者が退居した日から3月経過した日の属する月の月末までの家賃等に限る。）

(3) 精神障害者の居室の家賃、更新料及び礼金

2 グループホームに対する施設借上費の補助基準額は、69,800円とする。

3 補助基準額から法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費を除いた額と家賃額、更新料及び礼金を足した額を比較し少ない額を助成額とし、通過型の交流室及び退居後の居室の施設借上費についても同様とする。

4 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者及び生活保護の住宅扶助の支給対象となる入居者については、家賃等から特定障害者特別給付費、住宅扶助を除くものとする。

5 施設借上費の算定は、月単位とする。

(補助の条件)

第10条 第4条第1項各号に規定する助成は、支援事業対象者が障害福祉サービスを受けたグループホームごとに、次に掲げる条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 当該グループホーム（平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受け、かつ、指定日から3年を過ぎないグループホームを除く。）は、福祉サービス第三者評価（利用者本位の福祉の実現のため、事業者及び利用者でない第三者からなる評価機関がサービスの内容又は質、事業者の経営、組織のマネジメントの力等に関する評価をするものをいう。）を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

(2) 前年度に、事業所全体で一定数以上（事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下は切り上げる。）をいう。）の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等（運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修をいう。）を受講すること（平成30年4月1日以降に新たに指定（指定の更新を除く。）を受け、かつ、指定を受けた年度及びその翌年度に該当しない事業所を除く。）。)

(3) 事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画を作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合又は事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則として、都に事業計画を提出すること。

(4) 第1号及び第2号に係る書類を5年間保存すること。また、前3号に係る書類について、区又は都から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

2 前項に掲げるもののほか、グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めるものとする。

3 前項第1号に規定する受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を支給しない。

4 第1項第2号に掲げる条件を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を支給しないものとする。

(助成の申請)

第11条 区長は、グループホームから障害福祉サービスを受けた支援事業対象者が助成を申請するときは、書面によりさせるものとする。

2 前項の規定による申請に当たって、支援事業対象者がグループホーム、夜間支援体制及び通過型の利用に要する費用に充てるために、グループホームが当該助成金を代理受領することを希望するときは、委任状を提出させるものとする。この場合において、支援事業対象者が当該費用としてグループホームに支払うべき額の限度内で、グループホームに当該助成金を代理受領させることができる。

3 前項の委任状は、グループホームを経由して区に提出させるものとする。

4 第2項の規定により、グループホームが代理受領を希望する場合で、助成に該当するときは、グループホームに障害福祉サービスを提供した月の翌月10日までに介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）附則第2条第1項に規定する介護給付費・訓練等給付費等明細書及び同条第2項の規定による実績記録票を添付した区加算請求書（第1号様式）及び区加算明細書（第2号様式）、区加算明細書（通過型加算）（第4号様式）を区長に提出させなければならない。

5 前項に掲げるもののほか、第10条第1項第1号に係る書類として、毎年4月サービス提供分（平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所に最初に当該書類を提出させる場合にあつては、最初に指定を受けた年月から3年後の前月のサービス提供分）において、指定通知書又は福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙の写しを添付した区加算請求書別紙（第3号様式。以下「請求書別紙」という。）を区長に提出させなければならない。

6 第4項に掲げるもののほか、第9条第1項第2号に係る書類として、毎年4月サービス提供分において、請求書別紙を区長に提出させなければならない。

(助成金の支払)

第12条 区長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を障害福祉サービス等に要する費用の額と併せて審査し、支払うものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

2 前条の規定により、グループホームが代理受領を受けたときは、支援事業対象者に助成がされたとみなすものとする。

(代理受領通知)

第13条 区長は、第8条の規定により、代理受領を受けたグループホームに支援事業対象者に対してその旨を通知させるものとする。

(支給の取消し)

第14条 区長は、支援事業対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援事業の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) 助成金を当該支援事業以外の用途に使用したとき。

(3) 支援事業の支給決定の内容、これにつけた条件又は法令等に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該支援事業対象者に書面により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により支援事業の決定を取り消した場合において、当該支援事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が支給されているときは、前条第2項の書面により、期限を定めてその返還を支援事業対象者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、支援事業対象者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、支援事業対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 17 条 助成金が 2 回以上に分けて支給されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次、さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支援事業対象者の納付した金額が返還を命じた助成金に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 18 条 第 14 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成の一時停止)

第 19 条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規定に基づき支給されている助成金の返還を命じられた支援事業対象者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき支給すべき助成金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止することができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障害福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 3 月31日から施行し、平成19年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日において、平成19年 4 月 1 日から施行日までの間に助成の決定を受けたものについては、この要綱に基づく助成の決定を受けたものとみなす。

附 則 (平成21年 7 月 1 日21世障施第310号)

- 1 この要綱は、平成21年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、平成21年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当する規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年 3 月30日23世障施第2321号)

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 5 月31日24世障施第393号）

- 1 この要綱は、平成24年 6 月 1 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の前に、この要綱の改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第 2 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（平成25年 3 月28日24世障施第2397号）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月30日25世障施第205号）

この要綱は、平成25年 5 月 1 日から施行し、平成25年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成26年 4 月 1 日26世障施第215号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年12月28日30世障施第1716号）

この要綱は、平成31年 1 月 1 日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- （1） 第 4 条第 1 項に 1 号を加える改正規定及び第 7 条の次に 2 条を加える改正規定（第 8 条に限る。） 平成31年 1 月 1 日
- （2） 第 7 条の次に 2 条を加える改正規定（第 9 条第 1 項第 2 号に限る。）及び第 8 条に 2 項を加える改正規定（同条第 6 項に限る。） 平成32年 4 月 1 日
- （3） 第 7 条の次に 2 条を加える改正規定（第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に限る。）及び第 8 条に 2 項を加える改正規定（同条第 5 項に限る。） 平成33年 4 月 1 日

附 則（平成31年 3 月19日30世障施第2079号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日 3 世障施第375号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 1 日 3 世障施第1419号）

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 1 日 7 世障施第1335号）

この要綱は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第7条1項の改正規定（同項に規定する対象者1人当たりの日額単価の改定に係る部分に限る。）及び別表の改正規定 令和6年4月1日
- (2) 第7条1項の改正規定（同項に規定する対象者が退居した場合に支弁する額の追加に係る部分に限る。）及び前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

附 則（令和8年4月1日8世障施第392号）

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

別表（第5条関係）

支援事業対象者1人当たりの日額単価表（令和6年4月1日～）

（単位：円）

類型	配置 区分	人員配 置体制 加算	障害支援区分等	都○加○算○日○額○単○価								
				1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他	
介護サ ー ビ ス 包 括 型	4 対 1 相 当	Ⅰ	第5条（2）ア、イ、ウ									
			区分6	1,706	1,922	1,977	2,140	2,248	2,465	2,628	2,790	
			区分5	1,564	1,736	1,779	1,906	1,992	2,164	2,292	2,420	
			区分4	1,397	1,542	1,578	1,687	1,759	1,903	2,011	2,120	
			区分3	1,147	1,266	1,295	1,384	1,444	1,563	1,652	1,740	
			区分2	1,139	1,224	1,244	1,308	1,350	1,434	1,497	1,560	
			区分1以下	187	266	285	344	384	462	521	580	
		Ⅲ	個人ホームヘルプ（区分5）	0	0	0	0	10	134	228	320	
			個人ホームヘルプ（区分4）	107	219	248	333	389	502	587	670	
		Ⅰ・Ⅲ	第5条（2）エ、オ、カ									
			区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	
			区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	
	5 対 1 相 当	Ⅱ	第5条（2）ア、イ、ウ									
			区分6	1,375	1,575	1,626	1,777	1,878	2,079	2,230	2,380	
			区分5	1,423	1,579	1,617	1,734	1,812	1,967	2,083	2,200	
			区分4	1,267	1,396	1,428	1,525	1,589	1,717	1,813	1,910	
			区分3	959	1,064	1,089	1,168	1,220	1,324	1,402	1,480	
			区分2	963	1,033	1,050	1,102	1,137	1,206	1,258	1,310	
			区分1以下	199	263	279	328	360	424	472	520	
		Ⅳ	個人ホームヘルプ（区分5）	0	0	0	0	0	0	29	110	
			個人ホームヘルプ（区分4）	0	85	109	182	230	326	399	470	
		Ⅱ・Ⅳ	第5条（2）エ、オ、カ									
			区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
			区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	
	6 対 1		第5条（2）ア、イ、ウ									
			区分6	1,757	1,947	1,995	2,138	2,233	2,424	2,567	2,710	
			区分5	1,806	1,951	1,987	2,096	2,168	2,313	2,421	2,530	
			区分4	1,650	1,768	1,798	1,886	1,945	2,064	2,152	2,240	
			区分3	1,319	1,413	1,437	1,507	1,555	1,649	1,720	1,790	
			区分2	1,312	1,371	1,387	1,431	1,461	1,520	1,565	1,610	
			区分1以下	558	613	626	667	694	749	790	830	
			個人ホームヘルプ（区分5）	0	51	75	149	197	295	367	440	
			個人ホームヘルプ（区分4）	372	458	479	543	586	672	737	800	
			第5条（2）エ、オ、カ									
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480		
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530		
	体 験		第5条（2）ア、イ、ウ									
			区分6	1,311	1,539	1,596	1,767	1,881	2,109	2,280	2,450	
			区分5	1,216	1,397	1,443	1,578	1,668	1,849	1,985	2,120	
			区分4	1,096	1,249	1,287	1,402	1,479	1,632	1,746	1,860	
			区分3	729	859	891	990	1,055	1,185	1,283	1,380	
			区分2	849	941	964	1,034	1,080	1,172	1,241	1,310	
			区分1以下	0	0	5	70	114	200	265	330	
			第5条（2）エ、オ、カ									
		区分2以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190		
		区分1以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040		

類型	配置 区分	人員配 置体制 加算	障害支援区分等	都○加○算○日○額○単○価								
				1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他	
日中サー ビス支 援型	3 対 1 相 当	V ・ VII	第 5 条（2）ア、イ、ウ									
			区分 6	1,543	1,765	1,819	1,986	2,097	2,318	2,484	2,650	
			区分 5	1,309	1,487	1,532	1,665	1,755	1,933	2,067	2,200	
			区分 4	1,188	1,339	1,377	1,489	1,564	1,714	1,827	1,940	
			区分 3	1,912	2,010	2,034	2,108	2,156	2,255	2,328	2,400	
			区分 2	1,696	1,766	1,782	1,834	1,869	1,937	1,989	2,040	
		IX ・ XI	区分 1 以下	627	694	710	761	794	860	910	960	
			個人ホームヘルプ（区分 5）	128	125	124	121	119	177	269	360	
			個人ホームヘルプ（区分 4）	177	287	315	399	454	564	647	730	
		IX ・ XI ・ VII	第 5 条（2）エ、オ、カ									
			区分 2 以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分 1 以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	4 対 1 相 当	VI ・ VIII	第 5 条（2）ア、イ、ウ									
			区分 6	1,555	1,775	1,831	1,997	2,108	2,328	2,494	2,660	
			区分 5	1,309	1,487	1,532	1,665	1,755	1,933	2,066	2,200	
			区分 4	1,188	1,339	1,377	1,489	1,564	1,715	1,828	1,940	
			区分 3	1,820	1,920	1,945	2,020	2,070	2,170	2,245	2,320	
			区分 2	1,510	1,585	1,603	1,659	1,696	1,770	1,825	1,880	
		X ・ XII	区分 1 以下	557	627	643	695	729	798	849	900	
			個人ホームヘルプ（区分 5）	116	113	112	110	108	166	258	350	
			個人ホームヘルプ（区分 4）	177	287	315	398	454	564	647	730	
		IX ・ XI ・ VII ・ XII	第 5 条（2）エ、オ、カ									
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	5 対 1		第 5 条（2）ア、イ、ウ									
			区分 6	1,246	1,451	1,502	1,656	1,759	1,963	2,117	2,270	
			区分 5	1,202	1,365	1,404	1,525	1,606	1,768	1,889	2,010	
			区分 4	1,070	1,205	1,237	1,338	1,406	1,539	1,639	1,740	
			区分 3	1,609	1,695	1,717	1,781	1,825	1,911	1,976	2,040	
			区分 2	1,287	1,349	1,363	1,409	1,439	1,500	1,545	1,590	
			区分 1 以下	536	591	604	645	673	727	769	810	
			個人ホームヘルプ（区分 5）	104	101	100	99	97	94	92	140	
			個人ホームヘルプ（区分 4）	162	158	157	225	273	367	439	510	
			第 5 条（2）エ、オ、カ									
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	体 験		第 5 条（2）ア、イ、ウ									
			区分 6	1,189	1,394	1,446	1,601	1,705	1,911	2,066	2,220	
			区分 5	1,191	1,354	1,393	1,515	1,596	1,757	1,879	2,000	
			区分 4	1,070	1,205	1,238	1,338	1,405	1,539	1,639	1,740	
			区分 3	1,817	1,898	1,918	1,978	2,019	2,100	2,160	2,220	
			区分 2	1,613	1,664	1,677	1,716	1,742	1,793	1,832	1,870	
			区分 1 以下	698	749	761	798	824	874	912	950	
			第 5 条（2）エ、オ、カ									
			区分 2 以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分 1 以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040

類型	配置 区分	人員配 置体制 加算	障害支援区分等	都○加○算○日○額○単○価							
				1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
外部サービス利用型	4 対 1 相当	ⅩⅢ	第 5 条（2）ア、イ、ウ								
			区分 2 以上	1,383	1,461	1,480	1,538	1,577	1,654	1,712	1,770
			区分 1 以下	233	311	330	388	427	504	562	620
			第 5 条（2）エ、オ、カ								
			区分 2 以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分 1 以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	5 対 1 相当	ⅩⅣ	第 5 条（2）ア、イ、ウ								
			区分 2 以上	1,184	1,247	1,263	1,310	1,342	1,405	1,453	1,500
			区分 1 以下	234	297	313	360	392	455	503	550
			第 5 条（2）エ、オ、カ								
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	6 対 1		第 5 条（2）ア、イ、ウ								
			区分 2 以上	1,508	1,563	1,576	1,617	1,644	1,699	1,740	1,780
			区分 1 以下	558	613	626	667	694	749	790	830
			第 5 条（2）エ、オ、カ								
			区分 2 以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分 1 以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	体験		第 5 条（2）ア、イ、ウ								
			区分 2 以上	1,047	1,133	1,155	1,220	1,264	1,350	1,415	1,480
			区分 1 以下	0	0	5	70	114	200	265	330
			第 5 条（2）エ、オ、カ								
			区分 2 以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分 1 以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040